

ホストタウン推進のための地方財政措置の考え方について

平成 27 年 9 月 30 日
内閣官房
東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会事務局
総務省自治行政局国際室

ホストタウン推進要綱（平成27年9月30日 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定。以下「要綱」という。）に基づく、地方財政措置の考え方は、以下のとおりです。

1. ホストタウンの取組みに対する特別交付税措置

(1) 対象団体

要綱第3（3）に基づき、ホストタウンとして登録された地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む）

(2) 対象経費

住民等と次に掲げる者（以下「大会関係者」という。）との交流又は当該交流に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものに要する経費（一般職員の旅費など行政の内部管理経費は対象外）

- ・大会等に参加するために来日する選手等（大使館員等）
- ・大会参加国・地域の関係者
- ・日本人オリンピック又はパラリンピアン

<例>

- ① 大会関係者との交流に要する経費
 - 大会関係者の招へいに要する経費
 - 競技体験イベントや講演会の開催経費
 - 大会関係者にホストタウンの魅力を体験してもらうイベントや住民との交流会の開催経費
 - 相手国の応援イベントの開催経費
 - ホストタウンと相手国の学校の生徒等が相互に往来する経費

② ①の交流に伴い行われる取組みに要する経費

ー交流相手国の事前合宿（東京大会以外の国際競技大会の合宿を含む）の誘致及び実施に関する経費（ボランティア養成、警備、宿泊、輸送等に要する経費）

(3) 措置額

対象経費の一般財源合計額の2分の1

(4) その他

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に実施する民間施設のバリアフリー化に要する経費（民間団体等への補助）や交通施設のバリアフリー化に要する経費（国と協調して交付する鉄道事業者等への補助）については、既存の特別交付税措置の対象となります。

2. ホストタウンが行う施設改修に係る地方債措置

(1) 対象団体

以下の要件をいずれも満たす地方公共団体

- ① 要綱第3（3）に基づき、ホストタウンとして登録された地方公共団体
- ② 長期的視点から総合的かつ計画的に行われるよう策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（公共施設等総合管理計画）を策定している地方公共団体

(2) 対象事業

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を各競技の国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業（施設の新設は対象外）

※ その他、収益性のある施設の整備事業は対象外となるなど、地域活性化事業債の取扱いに準じることとなります。

(3) 地方債措置

地域活性化事業債（充当率90%、交付税措置率30%）の対象